消費者スマイル基金第９回助成事業

2021年9月1日から2022年6月30日の間でインターネット通信販売トラブルの

消費者被害に関わる業務を行う団体との助成契約書

団体名◯◯◯◯（以下、「甲」という）と消費者スマイル基金（以下、「乙」という）とは、乙が甲に対して行う助成金交付について、次の条項により契約を締結する。

（目的）

第１条　乙は、甲が行うインターネット通信販売トラブルの消費者被害に関わる無料の相談・学習会・学習会資料作成提供（いずれか、複数も可）業務を支援することを目的として、助成金を交付する。

（助成金）

第２条　本契約に定める助成金の額は、金〇〇〇円とする。

（助成金の交付）

第３条　乙は、本助成契約締結後、１か月以内に甲に助成金を交付する。

（助成金の目的外使用の禁止）

第４条　甲は、前条により交付を受けた助成金を、第１条以外の用途に使用してはならない。

（活動報告書）

第５条　甲は、次の活動報告書等を2022年7月31日までに乙に提出する。

（1）当該無料業務活動をお知らせする宣伝物またはデジタルデータ

（2）当該無料業務を受けたまたは実施した件数と概況報告書（様式自由、個人情報は削除すること）

（3）当該無料業務時の写真またはデジタルデータ（乙が公表できるもの）

（報告の要請）

第６条　乙は、必要に応じ業務の実施状況について、甲から報告を求めることができる。

（助成決定の取消）

第７条　甲が本助成契約に違反したときは、乙は助成の全部又は一部の決定を取り消すことができる。

（助成金の返還）

第８条　乙は、前条の規定により助成の全部又は一部の決定を取り消した場合であって、すでに助成金を交付しているときは、甲に対し期限を定めてその取り消した部分の助成金の返還を求めるものとする。

２　甲は前項の規定により助成金の返還を求められた場合は、定められた期間内に当該助成金を返還しなければならない。

（消費者スマイル基金からの助成を受けている旨の表示）

第９条　甲は、自身の運営するウェブサイトまたは活動報告書等において、活動関係業務の費用の一部について消費者スマイル基金から助成を受けている旨を表示するものとする。

（情報の公表）

第10条　乙は、本件助成の実施状況に関し、乙のウェブサイト等で適宜公表できる。ただし、公表に先立ちその内容について甲と協議を行う。

（協議）

第11条　この契約に疑義が生じた場合またはこの契約に定めのない事項が生じた場合は、甲乙誠意を持って協議し、その解決にあたるものとする。

この契約締結の証として本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各々１通を保管する。

2022年○月◯◯日

（甲）

（乙）東京都千代田区六番町15主婦会館プラザエフ６階

特定非営利活動法人　消費者スマイル基金

理事長　阿南　久